

(仮称)ザグザグ屋島西町店 (No.1265)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月26日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和5年8月15日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ザグザグ屋島西町店
高松市屋島西町字宮西1420番地1の一部
- 3 法第8条第2項の規定により住民等から聴取した意見の概要
(意見の概要)
○ 平日の夕方のラッシュ時には周辺で渋滞が発生するため、「右折入庫禁止」「右折出庫禁止」を徹底してほしい。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間： 令和5年12月26日から令和6年1月26日まで